

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた  
経営者の皆さまへのお願い（緊急メッセージ）

京阪神では、1月に入り新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況が深刻化しており、京都府においても一日当たりの新規感染者数が過去最多を記録するなど、感染拡大が続いております。1月13日には大阪府、兵庫県等とともに、京都府においても緊急事態宣言が発令されました。経営者の皆さまには1月14日から特措法に基づく緊急事態措置として、飲食店等の施設における営業時間の短縮等やテレワークの徹底等をお願いしているところです。

今、京都府は医療崩壊が危ぶまれる危機的状況にあります。

経営者の皆さま、従業員の皆さまの命と暮らしを守るため、改めて次の取組に御協力を賜りますようお願いいたします。

○不要不急の外出自粛

- ・20時以降の徹底した不要不急の外出自粛

○飲食店、遊興施設等の営業時間短縮

- ・5時～20時（ただし、酒類の提供は11時～19時）

○職場への出勤等

- ・テレワークの徹底
- ・出勤者数の7割削減
- ・ローテーション勤務、時差出勤等の推進
- ・週休の分散化、休暇取得等により密回避
- ・原則として20時以降の勤務抑制

経営者の皆様におかれましては、大変厳しい状況と存じますが、この難局に府民一丸となって乗り越えられるよう、御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

令和3年1月17日

京都府知事 西脇 隆俊  
京都市長 門川 大作  
一般社団法人京都経営者協会 会長 小畑 英明